

北広島市国民健康保険運営協議会会議録

- 1 会議名 平成29年度 第1回北広島市国民健康保険運営協議会
- 2 日時 平成29年6月1日(木) 午後6時～午後7時
- 3 会場 市役所 3階会議室3C
- 4 出席者
委員 : 川島会長、安達委員、伊東委員、大谷委員、鈴木委員、山美委員
荒木委員
事務局等 : 中屋保健福祉部長
(税務課) 米川課長
(健康推進課) 尾崎課長、影久主査
(保険年金課) 渡辺課長、及川主査、立野主査、後藤主事

会議内容

・報告事項

- (1) 平成28年度国民健康保険事業特別会計決算見込みについて
- (2) 平成29年度特定健診等実施計画実行プログラム(平成29年4月改定版)について
- (3) 平成29年度国民健康保険事業特別会計補正予算(案)について

開会(午後6時00分)

○事務局

本日は、夜分お集まりいただきましてありがとうございます。

(事務局組織変更内容説明)

それでは平成29年度第1回国民健康保険運営協議会を開会いたします。

開会にあたりまして、本日の会議の成立についてご報告いたします。

委員定数7名全員が出席しており、定数の半数を超えていることから、北広島市国民健康保険運営協議会規則第4条第5項の規定による会議開催の要件を満たしておりますことをご報告いたします。今年度初めての会議となりますが、4月に職員の異動がございましたので、関係職員の自己紹介をさせていただきます。

(各職員、自己紹介)

○事務局

次に、保健福祉部長から一言ご挨拶をさせていただきます。

(中屋部長より挨拶)

○事務局

それでは次第に従いまして、川島会長より一言ご挨拶をいただき、以降の進行をお願いいたします。

○会長

(挨拶)

それでは、会議録の署名委員の指名ですが、私から指名させていただきたいと思
います。山美委員と、荒木委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、報告案件に入らせていただきます。報告第1号平成28年度国民健康保
険事業特別会計決算見込みについて、事務局から説明をお願いします。

(事務局より説明)

○会長

それでは、ただいまのご説明につきまして、ご質問などがありましたらいただき
たいと思います。

○A委員

平成27年度と平成28年度の法定外繰入金を比較するとかなり減っていますが、
平成29年度はどのように推移すると考えていますか。

○事務局

平成28年度は保険税率を引き上げたことと、それに伴い限度額を超過した保険税
が新たに発生した関係で、国からの調整交付金が増額となったことが法定外繰入金の
減少となった一つの要因と考えております。平成29年度につきましては、平成28
年度と同様に推移しているところであります。

○A委員

はい、わかりました。

○会長

他に何かございますか。

(異議なしとの声あり)

○会長

異議なしということですので、報告どおり承認といたします。

続きまして報告第2号でございますが、平成29年度特定健診等実施計画実行プロ
グラム(平成29年4月改定版)について事務局から説明をお願いします。

(事務局より説明)

○会長

それでは、ただいまのご説明につきまして、ご質問などがありましたらいただき
たいと思います。

○A委員

受診率が少しずつ改善され38パーセントとありますが、62パーセントの多くの方が受診していない状況です。受けることによってどういったメリットがあるかもっとアピールしていったらどうでしょうか。例えば、特定健診を受けることで寿命が延びるかどうかの因果関係はあまりわかりませんが、その一方で生活の質が上がることに関しては因果関係が証明されています。このように、具体的にメリットをアピールしてはどうでしょうか。

○事務局

健診の受診勧奨案内でお知らせしていきたいと思えます。

○A委員

わかりました。

○会長

非常に貴重な意見だと思います。他に何かございますか。

(異議なしとの声あり)

○会長

無いようでございますので、第2号につきましては報告どおり承認といたします。続きまして、報告第3号でございますが、平成29年度国民健康保険事業特別会計補正予算案について事務局から説明をお願いします。

(事務局より説明)

○会長

ありがとうございました。それでは、ただいまのご説明につきまして、ご質問などがありましたらいただきたいと思えます。

(異議なしとの声あり)

○会長

無いようでございますので、第3号につきましては報告どおり承認といたします。それでは最後にその他ということで事務局からお願いします。

(事務局より国民健康保険税の軽減判定誤りについての説明)

○会長

なぜ、判定誤りが起きたのでしょうか。

○事務局

確定申告等に基づき、単年で計算してしまったことによるものであります。国民健康保険税の軽減判定所得を算定する場合、青色申告による純損失の繰越控除については、純損失のあった年以降の申告内容を確認し、軽減判定用の繰越控除額としての金額を計算したうえで算出すべきところであり、システム上の単年度計算で行ったことにより誤りが発生したものであります。国民健康保険税の軽減判定においては、独自に所得を管理する必要があるものと考えております。

○会長

次年度以降はどのように対応するのですか。事務量が増えるのではないですか。

○事務局

増えます。個別にエクセルファイル等で管理します。電算システムでの対応は手入力が必要となります。

○会長

影響額についてですが、北広島市のものですか。チェックして出されたものですか。

○事務局

はい。そうです。

○会長

次年度以降の賦課はチェックしたうえで賦課されるのですか。

○事務局

このたびの再判定で、前年以前に損失額のある方を把握いたしましたので、今年度の賦課に使用する考えでおります。青色申告の方は損失額を3年繰り越すことができますので、4年間保存することとなります。

○会長

それでは、ただいまのご説明につきまして、他にご質問などがありましたらいただきたいと思います。

(異議なしとの声あり)

○会長

それでは最後に事務局からお願いします。

(渡辺課長より日程と委員募集について説明)

○会長

各委員の皆さんからは、何かございましたらご発言いただきたいと思います。

○A委員

来年度、国民健康保険は広域化となるが、保険税はどうなるのでしょうか。

○事務局

変わるのではないかと考えております。これからは北海道全体の医療費を全市町村保険者が補うこととなります。北広島市は北海道の中では比較的医療費が高く、都市部の中では所得も高いため、多く負担を求められる可能性があります。平成28年度の決算見込みの状況から、これまで公表された仮算定よりは上がらないと考えておりますが、現段階では具体的な数字はお示しすることはできない状況であります。

○A委員

他市と比べて、健康推進に力を入れインフラも整備されていますが、保険料が高いような気がします。

○事務局

医療機関への受診が容易であるという地理的な部分もあると考えております。北広島市は一人当たりの医療費が高い傾向にありますが、全体では被保険者数の減少により医療費総額としては、減少傾向となってきておりますので、このような状況も今後保険税に影響してくるものと考えております。

○A委員

わかりました。

○会長

ありがとうございました。

各委員の皆さんからは、他に何かございましたらご発言いただきたいと思います。

特にございませんでしょうか。

それでは、以上を持ちまして協議会を終了させていただきたいと思います。

本日は大変お疲れ様でございました。ありがとうございました。

閉 会（午後7時00分）